

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年2月18日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

総務・市民協働部及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

市有地貸付料収入状況（資産活用推進課）

市有零細財産売払収入収入状況（資産活用推進課）

戸籍証明等手数料収入状況（市民課）

所得証明等手数料収入状況（税務課）

閲覧・評価証明等手数料収入状況（税務課）

納税証明手数料収入状況（税務課）

督促手数料収入状況（税務課）

委託料支出状況（資産活用推進課、市民課、税務課、選挙管理委員会事務局）

市税過年度還付金支出状況（税務課）

工事請負費支出状況（資産活用推進課）

備品管理状況（選挙管理委員会事務局）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部資産活用推進課、市民課、税務課及び選挙管理委員会事務局における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和7年10月1日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年11月27日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

### 記

#### 1 資産活用推進課

- (1) 市有地貸付料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 市有零細財産売払収入収入状況について  
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。

#### 2 市民課

- (1) 戸籍証明等手数料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

#### 3 税務課

- (1) 所得証明等手数料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 閲覧・評価証明等手数料収入状況について  
適正に処理されていた。

- (3) 納税証明手数料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (4) 督促手数料収入状況について  
適正に処理されていた。
- (5) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (6) 市税過年度還付金支出状況について  
適正に処理されていた。

#### 4 選挙管理委員会事務局

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について  
適正に管理されていた。